

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、会社経営者等）による

無料労働相談会

ご存知ですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。
- **労働委員会の委員**は、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**があります。当日は、**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、**労働者委員**（労働団体役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。



労働者・
経営者
いずれも
どうぞ！

10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です！

「個別労働関係紛争処理制度」とは…

労働者と使用者の間のトラブルについて、労働委員会の委員が「あっせん員」となって、解決に向けた話し合いのお手伝いをする制度です。

労使トラブルの未然防止・解決を図るため、10月から11月にかけて相談会を実施します。
この機会に是非ご活用ください。

令和7年10月～11月 相談会

日時		開催地・会場（予定）		予約締切（要予約）
10月5日（日）	13：00～16：00	二戸市	二戸市シビックセンター	10月2日（木）17時
10月8日（水）	18：00～21：00	盛岡市	岩手県労働委員会	10月6日（月）17時
10月20日（月）	15：00～16：45	盛岡市	岩手県労働委員会	10月17日（金）正午
10月26日（日）	10：00～15：00	盛岡市	アイーナ	10月23日（木）17時
11月9日（日）	13：00～16：00	一関市	一関市民センター（予定）	11月6日（木）17時
11月25日（火）	15：00～16：45	盛岡市	岩手県労働委員会	11月21日（金）正午

○10月26日（日）は岩手労働局等との合同労働相談会となります。

○相談会は予約が必要（先着順）です。
予約がない場合、相談会は中止となります（10月26日を除く）。

お問合せ先・予約 岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

事務局では、相談会の開催日以外にも電話やメールで職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797
(平日9時から17時まで)



岩手県労働委員会

検索

詳しくは県ホームページへ

1 労働相談への対応

出前無料労働相談会では、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**を持つ労働委員会の委員が相談に応じます。

- **公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）
- **労働者委員**（労働団体役員など）
- **使用者委員**（会社経営者など）

当日は各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

■ 主な相談事例

（労働者から）

突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

（経営者から）

退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決（あっせん）

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、経営者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。
（詳しくはお問合せ下さい。）

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

■ 【参考】あっせん手続の流れ

あっせん申請

労働者、使用者（経営者）
どちらからでも申請できます。

事前聞き取り

双方に聞き取り調査を行います。
相手方にあっせんへの参加を働きかけます。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聞き、専門的な助言、あっせん案提示等を行い、問題解決を目指します。

解決

※**現地でのあっせんも可能です。**

打切り

あっせん手続中、自主的な歩み寄りで問題解決が図られる例もあります。

どうしても双方の歩み寄りが困難な場合、相手方があっせんに応じない場合

【申請書について】

労働委員会事務局にあります。
県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

まずはご相談を！

賃金未払

雇止め

解雇

パワハラ



【お問合せ】 岩手県労働委員会事務局 審査調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277（直通）